

特別注意銘柄等の取扱いについて

2026年4月3日
株式会社 J P X 総研

I. 趣旨

今般、特別注意銘柄指定された銘柄について、連動運用における売買機会の確保等の観点から、当該指定時の構成銘柄からの除外日の繰下げ及び当該指定解除時の非定期の追加を行うための見直しを行います。また、特定の資産を主たる資産として保有している銘柄は、我が国においても近年新たに見られるようになったところ、指数への新規追加後の取扱いの変更は連動運用等への影響があることから、その取扱いには慎重を期す必要があります。また、これらの銘柄は、海外主要指数において新規追加の見送りや指数上の取扱いに関する検討がなされています。こうした状況を踏まえ、TOPIXの投資機能性や安定性の維持のため、当分の間、これらの銘柄の新規追加を見送るなど所要の対応を行います。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 特別注意銘柄の取扱いの見直し		
(1) 特別注意銘柄指定時の構成銘柄からの除外日	・ 構成銘柄からの除外日を特別注意銘柄指定日の7営業日後とします。	・ TOPIXをはじめ特別注意銘柄指定時に構成銘柄からの除外を行う指数を対象とします。 ・ 現在は、構成銘柄からの除外日を特別注意銘柄指定日の4営業日後としています。
(2) 特別注意銘柄指定解除時の非定期の追加	・ 特別注意銘柄から指定解除された銘柄については、指定解除日が属する月の最終営業日の浮動株時価総額(指定解除日が属する月の最終営業日の上場株式数に同日の浮動株比率及び最終値段(気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)を乗じた値とします。)が、指定解除日の直前の定期入替における浮動株時価総額の累積比率 95%以内に含まれる銘柄のうち当該比率算出に用いた浮動株時価総額が最も小	・ TOPIX 及び TOPIX を母集団とする指数を対象とします。 ・ 左記基準を満たさない銘柄については特別注意銘柄指定解除後の定期入替にて追加を判定します。 ・ 追加の際、浮動株比率に調整係数 (0.75) を乗じます。

項目	内容	備考
	さい銘柄の当該浮動株時価総額よりも大きい場合、指定解除日の翌月最終営業日に構成銘柄に追加します。	
2. 特定の資産を主たる資産として保有している銘柄の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・投資機能性や指数の安定性の観点から、指数コンサルテーションを経て決定された場合は、新規追加を見送ることを定めます。 ・特定の資産を主たる資産として保有している銘柄が近年新たに見られるようになったところ、今般、当分の間、主たる資産を暗号資産とする銘柄について構成銘柄への新規追加を見送ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOPIX 以外の定期入替を行う指数も対象とします。 ・ 指数の既構成銘柄には適用しません。

III. 今後の日程及び手続き

日程	内容
2026年4月3日15時30分 ～2026年5月7日9時00分	<p>指数コンサルテーションによる意見の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見の募集は、JPX ウェブサイトから行います。提出の際には、(1)氏名、(2)職業、(3)提出者の属性及び法人・団体等の名称、(4)連絡先（電話番号、メールアドレス）、(5)案件に対する意見を明記してください。

IV. 実施時期（予定）

2026年10月の定期入替並びに2026年11月の非定期の構成銘柄への追加及び除外から実施します。なお、TOPIX以外の指数は、上記Ⅱ.2.について決定後最初の定期入替から適用します。

以上